

新婚生活にかかる【結婚新生活スマイル補助金】 住居費・引越費用を補助します！ ※1

(補助対象)
**住宅の購入費
賃料、共益費※2
敷金、礼金
仲介手数料**



(補助対象)
**新婚生活のための
引越費用※3**

提出期限：令和3年3月31日（水）※4

補助の対象となる世帯

- ・ (1) ~ (7) をすべて満たす世帯
- (1) 令和2年4月1日~令和3年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 婚姻日において、夫婦がともに34歳以下
- (3) 令和元年分の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満
※令和元年中に奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を控除
- (4) 申請時において、夫婦が静岡市内で同居している
- (5) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- (6) 過去に夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を受けていない
- (7) 市町村民税の滞納がない

(補助金額)
**1世帯あたり
上限30万円**

※1 令和2年1月1日~令和3年3月31日の間に結婚を機に新たに静岡市内に住宅を取得（住宅売買契約）又は賃借（賃貸借契約）した世帯、引越をした世帯に限ります。

※2 賃料及び共益費については同居を始めた月及びその翌月分に限ります。

※3 引越業者又は運送業者に支払った費用に限ります。

※4 **交付申請が予算額に達した時点で受付を終了いたします。事前にご確認ください。**

なお、3月は申請が立て込みますのでお早めにご申請ください。

<申請にあたっては、事前にお問い合わせください>

静岡市子ども未来局 青少年育成課

電話 054-354-2614

メール seishounen@city.shizuoka.lg.jp



結婚新生活スマイル補助金

検索

必要書類・手続方法については裏面をご覧ください

結婚新生活スマイル補助金 申請手続きの流れ

①必要書類を静岡市へ提出（提出期限：令和3年3月31日（水））

次の書類を、静岡市青少年育成課へ提出してください
 ※対象となる要件や必要書類の確認のため、事前に青少年育成課までお問い合わせいただくと、その後の手続きがスムーズです。

審査（10日〜2週間程度）

	書類名称	確認
①	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	
③	住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）	
④	夫及び妻の令和2年度分の課税（所得）証明書	
⑤	夫及び妻の令和元年度分の納税証明書	
⑥	住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅購入の場合）	
⑦	住宅の賃貸契約書の写し（住宅賃借の場合）	
⑧	賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借の場合）	
⑨	夫及び妻の住宅手当支給状況を証明できる書類（住宅賃借で、給与所得者の場合）	
⑩	貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）	
⑪	引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合）	
⑫	離職票又は雇用保険受給資格者証の写し（結婚を機に離職をした場合）	

※上記以外にも書類の提出をお願いしたり、確認のためのご連絡をさせていただく場合があります。

※①については静岡市webサイトからダウンロードできます。

※⑨については、給与明細又は任意の様式で結構ですが、様式例を静岡市webサイトに掲載しています。

②補助金交付決定通知兼確定通知の受け取り

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書」を申請者あて送付しますので確認してください。

③請求書を提出

1ヶ月程度

通知書が届いたら「結婚新生活支援補助金請求書（様式第3号）」に記入・押印のうえ、静岡市青少年育成課へ提出してください。

④補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。



書類提出先

〒424-8701
 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎9階
 静岡市子ども未来局 青少年育成課
 （平日 8時30分～17時15分）

結婚新生活
 支援補助金HP



申請書や請求書の様式は
 こちらからダウンロード
 できます♪

結婚新生活スマイル補助金

検索

